

○農林水産省令第四十一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月四日

農林水産大臣 坂本 哲志

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>別表二（第九条関係） （略）</p> <p>付表</p> <p>一〇五十八 （略）</p> <p>五十九 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸 入されるぶどう（ウイテイス・ウイニフェラに限る。）の生果実 であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの</p> <p>六〇〇八十九 （略）</p>	<p>別表二（第九条関係） （略）</p> <p>付表</p> <p>一〇五十八 （略）</p> <p>五十九 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸 入されるクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレ ッドグローブ種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める 基準に適合しているもの</p> <p>六〇〇八十九 （略）</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。